宮の沢中央地区



地区計画の説明会

2019年

を開催します!

1 9月5日(木) 15:00~ 3 9月7日(土) 13:30~

2 9月5日(木) 19:00~ 4 9月7日(土) 18:00~

宮の沢中央会館(西区宮の沢1条5丁目6-27) 会場

※上記2日間とも会場・説明内容は同じです。 ご都合の良い日にご出席ください。

※これまでの検討の経緯や説明会の趣旨などについては、裏面をご参照ください。



地区計画の概要

地区計画とは

地区計画は、都市計画法に則り、住民や地権者の合意に よって土地利用や建物の容積、高さ、デザインなど、ま ちの特徴を反映した詳細な決まりをつくることができ る什組みです。

地区計画の構成~地区計画を支える2本の柱~

地区計画の方針

まちをどのようにしていくか、地 区の目標や将来像を定めます。

「地区計画の方針」のもと、主に建 物の建て方などに関するルールを

地区整備計画 定めます。

※宮の沢中央地区の「地区整備計画」 は、下図をご覧ください。

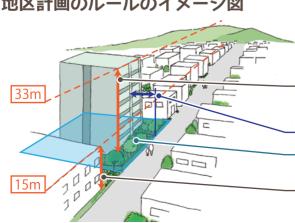
地区計画の範囲について

地区計画の範囲

宮の沢中央地区全体

地区整備計画の区域

地区計画のルールのイメージ図



- ・地区整備計画区域の建築物等の高さの最高限度は、 15mまでとする。
- ただし、道路境界線から建物までの距離が 2m 以上あり、 かつ敷地面積が500 ㎡以上のものはこの限りではない。

15m~33m の建物

敷地面積と壁面後退のルールが追加されます。

- 道路境界から 2m 以上壁面の位置を後退 - 敷地面積 500 m以上

15m 以下の建物

新たに、具体的な建築制限は発生しません。

これまでの検討の流れ

平成 28 年 ~30 年度

まちづくりワークショップ

宮の沢中央地区にお住いの方々と、目指すまちの姿や住みよいまちにするための活動・ルールなどについて考える意見交換を重ねてきました。





平成30年7月 ◆ 景観まちづくり指針策定

ワークショップでの検討や活動を重ねて、「景観まちづくり指針」ができました。



人と人のつながりを大切にした 目標 みどりあふれ快適な暮らしのあるまち

~誰もが住み続けたい宮の沢中央地区~

基準 みどり

建築物・ 工作物

夜間景観

広告物等

平成 30 年~

地区計画を考えるワークショップ

平成 30 年度からは、より効果的なまちづくりを進めるための「地区計画」の考え方やルールについて、意見交換を行ってきました。





平成31年2月 ● 地区計画に関する意見募集

地区計画を考えるワークショップでの検討を経て「地区計画 (素案)」ができたことから、 地域の皆さま広くご意見をお聞きする意見募集を行いました。

主なご意見 ○地区計画については良い方向で検討されていると思う。

- ○高さに関するルールは必要だと思う。
- ○敷地面積や壁面の位置 (セットバック) の制限も必要ではないか。
- ○敷地面積などの制限があると建て替えは出来るのか。

令和元年9月 ◆ 地区計画に関する説明会

今回ご案内している説明会です。 **意見に対する本市の考え等についてご説明いたします。**

お問い合わせ先: 札幌市まちづくり政策局 都市計画部 地域計画課 担当: 廣瀬、太田、渡邉 TEL:011-211-2545 FAX:011-218-5113

